|  |  |
| --- | --- |
| 日本国憲法ワークシート　０６  　　第４章[その１･第41－54条] | 年　　　組　　　番 |

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

▶第4章　国会

第41条【国会の地位・立法権】国会は，(　１　)の最高機関であつて，国のの(　２　)機関である。

第42条【両院制】国会は，(　３　)及び(　４　)の両議院でこれを構成する。

第43条【両議院の組織・代表】

1. 両議院は，全国民を(　５　)する選挙された(　６　)でこれを組織する。
2. 両議院の(　６　)の(　７　)は，法律でこれを定める。

第44条【議員及び選挙人の資格】両議院の(　６　)及びその(　８　)の資格は，法律でこれを定める。し，人種，信条，性別，社会的身分，(　９　)，教育，財産は収入によつて(　10　)してはならない。

第45条【衆議院議員の任期】衆議院議員の任期は，(　11　)年とする。し，衆議院(　12　)の場合には，その期間前に終了する。

第46条【参議院議員の任期】参議院議員の任期は，(　13　)年とし，(　14　)年ごとに議員の(　15　)を改選する。

第47条【選挙に関する】(　16　)，(　17　)の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は，法律でこれを定める。

第48条【両議院議員の禁止】も，同時に両議院の議員たることはできない。

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

第49条【議員の】両議院の議員は，法律の定めるところにより，(　18　)から相当額の(　19　)を受ける。

第50条【議員の特権】両議院の議員は，法律の定める場合を除いては，国会の(　20　)中逮捕されず，(　20　)前に逮捕された議員は，その議院の要求があれば，(　20　)中これをしなければならない。

第51条【議員の発言・表決の無責任】両議院の議員は，議院で行つた演説，討論は(　21　)について，院外で(　22　)を問はれない。

第52条【常会】国会の(　23　)は，毎年(　24　)回これをする。

第53条【臨時会】内閣は，国会の(　25　)のを決定することができる。いづれかの議院の総議員の(　26　)分の１以上の要求があれば，内閣は，その召集を決定しなければならない。

第54条【衆議院の解散・特別会，参議院の集会】

1. 衆議院が解散されたときは，解散の日から(　27　)日以内に，衆議院議員の(　28　)を行ひ，その選挙の日から(　29　)日以内に，国会を(　30　)しなければならない。
2. 衆議院が(　31　)されたときは，参議院は，同時に(　32　)となる。し，内閣は，国に緊急の必要があるときは，参議院の(　33　)を求めることができる。
3. の(　33　)において採られたは，臨時のものであつて，次の(　34　)開会の後(　35　)日以内に，衆議院の同意がない場合には，その効力を失ふ。